

先端企業育成プロジェクト推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、優れた技術を有する企業を育成し、持続的に発展可能な多極的産業構造を構築するため、「先端企業育成プロジェクト推進事業」（以下「補助事業」という。）を行う県内企業等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において補助事業とは、成長産業分野において、企業等が国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）と共同研究契約を締結して行う新技術・新製品の研究開発事業（「先端企業育成研究開発補助事業」をいう。）をいう。
- (2) この要綱において「成長産業分野」とは、次世代自動車、航空宇宙、医療・福祉機器、ロボット、新エネルギー、環境及び光関連技術をいう。
- (3) この要綱において「企業等」とは、以下に掲げるものをいう。
 - ア 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する者
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合を除く。）
 - ウ その他の特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であるもの

第3 補助対象者

県内に主たる事務所又は事業所を有し、当該事業所等において補助事業を実施する企業等

第4 補助対象経費及び補助期間

別表1に掲げるとおりとする。

第5 補助率及び補助限度額

別表2に掲げるとおりとする。

第6 補助の対象の特例

先端企業育成研究開発補助事業で、初年度に全体事業計画の確認を受けたものであって、翌年度もしくは翌々年度の交付の決定の前に着手したものについては、当該年度において補助の対象とする。

第7 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書（様式第3号）
 - エ 資金状況調べ（様式第4号）
 - オ その他参考となる書類
- (2) 提出期限

別に定める日まで

第8 交付の決定等

交付の決定は、単年度毎とする。なお、複数年計画の場合は、企業等は、継続申請を行い、研究開発成果を踏まえた審査を受ける。知事は、当該審査により、補助事業を継続すべきと認めるときは、企業等に対し、その旨を通知する。

第9 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速かに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を静岡県（以下「県」という。）に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業の決定、確定等に当たり、補助事業者名、住所、研究開発課題名を公表することを了承すること。
- (7) 補助事業に係る研究開発の内容の発表に関しては、知事が指示した場合には、その指示に従わなければならないこと。なお、特許出願を行っている場合は、特許法（昭和34年法律第121号）第65条の2に基づく出願公開後に行うものとする。
- (8) 研究開発及び新商品開発の成果に基づき特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願を行った場合は、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならないこと。
- (9) 補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間において、毎年度終了後、補助事業に係る過去1年間の成果状況を成果報告書（様式第5号）により知事に報告しなければならないこと。
- (10) 前条の報告書により、補助事業及び特許権等の実施あるいは、譲渡等によって相当の収益を得たと知事が認めた場合には、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならないこと。
- (11) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

- (12) 補助金の対象期間内において、類似の内容で他の補助制度による同様の補助を受ける場合、本補助金は受けられないこと。
- (13) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、すでに補助金が交付されているときは、県に返還しなければならないこと。
 - ア 補助事業の中止、廃止及び縮小した場合
 - イ 天変地異その他の事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - ウ 補助金を交付申請書に記載の目的用途以外に使用した場合
 - エ 虚偽の申請及び報告を行った場合
 - オ 確定のための検査を受けることができない場合
 - カ (1)～(12)の各項の条件に反する場合

第10 軽微な変更

第9(1)ア及びイに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更をいう。

- (1) 経費の配分の変更
 - 支出科目ごとの経費の額の20%又は20万円のいずれか高い額以内の変更
- (2) 事業の内容の変更
 - 補助事業の実施過程で生じた事情の変化による、取るべき方法又は手段の部分的な変更

第11 変更の承認申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 事業計画変更承認申請書(様式第6号)
 - イ 変更事項を具体的に説明する図面及び書類
 - ウ その他参考となる書類

第12 実績報告

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 実績報告書(様式第7号)
 - イ 事業実績書(様式第8号)
 - ウ 決算収支明細表(様式第3号)
 - エ その他参考となる書類
- (2) 提出期限
 - 事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第13 請求の手続

- (1) 提出書類 各1部
 - 請求書(様式第9号)
- (2) 提出期限
 - 補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内

第 14 概算払の請求手続

- (1) 提出書類 各 1 部
概算払請求書（様式第 9 号）
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第 15 立入検査等

知事は、補助事業の適正を期すため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員に補助事業者の事務所、事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

第 16 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第 10 号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この要綱は、平成27年 5 月29日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

補助対象経費	左記の内訳	補助期間
原材料費	直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費	3年以内
機械装置購入等経費	<p>ア 機械装置、自社で機械装置を製作する場合の工具器具及び部品並びに分析等機械装置の購入に要する経費。ただし、汎用性が高いと判断されるもの及び生産に使用するものは対象から除く。</p> <p>イ 機械装置又は工具器具を試作し、改良し、据付し、修繕させた場合に要する経費</p> <p>ウ 機械装置、工具器具、分析等機器装置の借用に要する経費</p>	
産業財産権関連費	<p>ア 産業財産権の譲受や実施権等の使用のために要する経費</p> <p>イ 産業財産権の取得に要する経費（特許庁へ納付される経費、拒絶査定に対する審判請求または訴訟に要する経費は除く。）</p>	
外注費	原材料等の再加工、製図又は調査・分析の外注に要する経費	
構築物購入等経費	構築物の購入、自社による建造、外注による建造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費（構築物は、当該開発等に際し必要不可欠なものであって、プレハブ等簡易なものに限る。）	
技術コンサルタント料	専門的な知識・技術及び技能等を有した者に依頼し、当該開発に係る技術的事項等に関して、指導・相談等を受けた場合の謝礼に要する経費	
委託費	研究開発、設計等の委託に要する経費	
その他	<p>ア 図書、参考文献、資料、データ等購入費</p> <p>イ 郵便代及び運送代</p> <p>ウ 当該事業遂行に必要な調査研究に要する経費</p> <p>エ 事業への使途が特定できる消耗品費</p>	

別表 2

補助対象者	補助率	補助限度額
<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者・ 要綱第 2 (3)イ、ウに掲げるもの	3 分の 2 以内	6,000 万円(単年) ただし、複数年計画の場合は、9,000 万円(複数年合計)
<ul style="list-style-type: none">・ 企業等から上記を除いたもの	2 分の 1 以内	5,000 万円(単年) ただし、複数年計画の場合は、7,500 万円(複数年合計)

様式第1号 (用紙 日本工業規格A4縦型)

交 付 申 請 書

平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名 印

平成 年度において先端企業育成プロジェクト推進事業（先端企業育成研究開発補助事業）を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定の上は、概算払いされるよう併せて申請します。

1 研究開発課題名

2 総事業費

3 交付申請

(1) 金額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額) (補助金額)
円 - 円 = 円

(2) 事業の概要（150字程度）

4 概算払の承認申請

(1) 金額 円

(2) 理由

(3) 時期

5 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

事業計画書

1 申請者の概要

名称		代表者名・役職名	
本社住所	(〒 -)		
主たる事業所等	(〒 -) 事業所名:		
連絡担当者名 所属・役職名	(電話・FAX番号) (メールアドレス)		
設立年月日	年 月	主たる業種 (日本標準産業分類、中分類)	
資本金	千円	主要製品 (加工内容)	
従業員数	人		
経営的技術的 特徴			
	年 月	年 月	年 月
売上高	千円	千円	千円
経常利益	千円	千円	千円

2 研究開発を実施する背景、目的 (社会的課題解決、市場ニーズ等)

<p>①背景</p> <p>②目的</p>

3 研究開発の内容

(1) 目標とする技術開発、新製品の説明

<p>複数年計画の場合は、各年度の目標を記載すること。(数値目標必須)</p>

(2) 新規性 (従来技術・製品との比較)

--

(3) 優位性 (従来技術・製品との比較)

--

(4) これまでの進捗状況および研究課題とその解決方法

①従来 of 技術・製品の現状、国内外の研究開発動向と問題点

②目的を達成するために解決すべき課題と解決方法

--

(5) 連携体制とその内容

※国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」）との共同研究について記載すること。

①開発に当たって産総研等が有する技術・知見

②上記技術・知見の活用方法と連携のあり方

(6) スケジュール

研究開発項目	期 間	概 要	産総研、他の連携機関の分担内容
<初年度目>			
<2年度目>			
<3年度目>			

4 事業化

(1) 生産体制

--

(2) 販売体制

--

(3) 市場規模

--

(4) 売上目標（販売価格、数量、市場占有率）

--

5 事業実施体制

(1) 研究開発主任担当者

氏名	職務上の地位	経歴（詳しく記入）

(2) 主任以外の研究開発担当者

氏名	職務上の地位	本研究開発での担当分野

(3) 産総研における研究開発主任担当者、主任以外の研究開発担当者

氏名	職務上の地位	共同研究開発での担当内容

(4) 経理担当者

氏名	社内における地位

(5) 主たる研究開発の実施場所

実施場所	本社、主たる事業所と異なる場合はその理由

(6) 特許・実用新案の現状（今回の研究開発課題に関するもの）

名称	特許権の有無	発明、考案者名

(7) その他の特記事項（ISO9000、ISO14000 シリーズ認定取得状況等）

--

様式第3号 (用紙 日本工業規格A4縦型)

収 支 予 算 書 (決 算 収 支 明 細 表)

1 総括収支予算表 (当該年度分のみ)

収 入		支 出	
科 目	金 額(円)	科 目	金 額(円)
県 補 助 金		原 材 料 費	
自 己 資 金		機 械 装 置 購 入 等 経 費	
借 入 金		産 業 財 産 権 関 連 費	
そ の 他		外 注 費	
合 計		構 築 物 購 入 等 経 費	
		技 術 コ ン サ ル タ ン ト 料	
		委 託 費	
		そ の 他	
		合 計	

2 科目別支出予算内訳 (当該年度分のみ)

(1) 原材料費

項 目	仕 様	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
計					

(2) 機械装置購入等経費

項 目	仕 様	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
計					

(3) 産業財産権関連費

項 目	仕 様	金 額 (円)	内 容
計			

(4) 外注費

項目	内容	金額 (円)	外注先
計			

(5) 構築物購入等経費

項目	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	使用目的
計					

(6) 技術コンサルタント料

項目	内容	金額 (円)	依頼先
計			

(7) 委託費

項目	内容	金額 (円)	委託先
計			

(8) その他

項目	仕様	金額 (円)	購入先	内容
計				

3 年度別研究開発費（複数年度にわたる申請案件のみ）

（単位：千円）

	第 1 年 度			第 2 年 度		
	金 額	主な 購入品目	備 考	金 額	主な 購入品目	備 考
原材料費						
小 計						
機械装置 購入等経費						
小 計						
産業財産権 関連費						
小 計						
外注費						
小 計						
構築物費						
小 計						
技術コンサル タント料						
小 計						
委託費						
小 計						
その他						
小 計						
合 計						

(単位：千円)

	第 3 年 度		
	金 額	主な 購入品目	備 考
原材料費			
小 計			
機械装置 購入等経費			
小 計			
産業財産権 関連費			
小 計			
外注費			
小 計			
構築物費			
小 計			
技術コンサ ルタント料			
小 計			
委託費			
小 計			
その他			
小 計			
合 計			

様式第4号(用紙 日本工業規格A4縦型)

資 金 状 況 調 べ

区分 月別	収入				支出				差引残高
				計				計	
月	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号 (用紙 日本工業規格A4縦型)

成 果 報 告 書

平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名 印

平成 年度に実施した先端企業育成プロジェクト推進事業に関する平成 年度分の成果状況を次のとおり報告します。

1 補助事業名 先端企業育成研究開発補助事業

2 研究開発課題名

3 成果状況

(該当する項目に○を付し、別紙に具体的内容及び理由を記入)

ア 製品化した

イ 開発を継続中である

ウ 開発を中断する

エ 展示会・講演会・新聞等で発表する

オ 特許・実用新案等を出願・取得する

カ その他

別 紙

成果状況

ア 製品化

発売時期	製品名	販売価格(円)	販売数

イ 開発を継続中（該当する番号を囲み、継続の内容・今後の見通し等を記述）

1. （ 年以内）に製品化見込み 2. 他の補助金に採択された
製品化するために希望する支援等あれば記入して下さい

ウ 開発を中断（該当する番号を囲み、中断の理由を記述）

1. 技術的な理由 2. 財務的な理由 3. 人事的な理由 4. その他の理由
開発を続行・再開するために希望する支援等あれば記入して下さい

エ 展示会・講演会・新聞等での発表（発表の内容を記述）

--

オ 特許・実用新案等の出願・取得

種 類	現在の状況	申請の名称
特許・実用新案 意匠登録・商標	出願・公開 公告・登録	(番号)
特許・実用新案 意匠登録・商標	出願・公開 公告・登録	(番号)

様式第6号 (用紙 日本工業規格A4縦型)

事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名称

代表者 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた先端企業育成プロジェクト推進事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 補助事業名 先端企業育成研究開発補助事業

2 研究開発課題名

3 計画の変更内容

4 計画の変更理由

(注)変更内容は、事業計画書のどの部分をどのように変更するか簡潔に、かつ新旧を対照させて記載すること。

(参考様式：様式第6号に別紙として添付する場合)

1 変更

当初計画	変更計画	変更する理由

2 経費の変更

(単位：円)

科目	品名・項目	当初計画		変更計画		備考
		数量	金額	数量	金額	

*総括収支予算対比

支出

(単位：円、%)

科目	変更前	変更後	変更比率
合計			

収入

(単位：円)

科目	変更前	変更後
自己資金		
借入金		
その他		
県補助金		
合計		

(注)変更比率は変更後金額と変更前金額の差を変更前金額で除して算出すること。

様式第7号 (用紙 日本工業規格A4縦型)

実 績 報 告 書

平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地

名 称

代 表 者 氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた先端企業育成プロジェクト推進事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助事業名 先端企業育成研究開発補助事業

2 研究開発課題名

3 提出書類

- (1) 事業実績書 (様式第8号)
- (2) 決算収支明細表 (様式第3号)

4 事業完了年月日 平成 年 月 日

事業実績書

1 研究開発の目的

2 研究開発の成果 (要約)

3 事業化における残課題と解決方法

残課題	解決方法	期間

4 研究開発の結果 (詳細)

様式第9号 (用紙 日本工業規格A4縦型)

請 求 書 (概算払請求書)

金 円也

ただし、平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定(決定)を受けた先端企業育成プロジェクト推進事業(先端企業育成研究開発補助事業)として、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所 在 地
名 称
代 表 者 氏 名 印

口座振込先金融機関名

口座種別

口座番号

ふりがな

口座名義

様式第10号(用紙 日本工業規格A4縦型)

消費税仕入控除税額等報告書

平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名称

代表者 氏 名 印

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた先端企業育成プロジェクト推進事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- | | | | |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額) | 金 | 円 |